

下関市監査委員公表第12号

令和2年4月2日

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

下関市監査委員	小野	雅弘
同	大賀	一慶
同	関谷	博
同	亀田	博

1 報告内容

別添「令和元年度行政監査結果報告書」のとおり

2 報告書提出先

下関市議会、下関市長、下関市教育委員会

3 報告書提出年月日

令和2年4月1日

令和元年度

行政監査結果報告書

(監査の内容 歳入歳出外現金の取扱いについて)

下関市監査委員

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査の種別	
2	監査の内容	
3	監査の目的	
4	監査の実施期間	
5	監査対象	
6	監査の方法	
7	監査の着眼点	
第2	監査の結果	2
1	根拠となる法令について	
2	保有額について	
3	事務処理について	
4	指摘事項及び意見	
第3	むすび	8

第1 監査の概要

1 監査の種別

行政監査（地方自治法第199条第2項の規定による監査）

2 監査の内容

歳入歳出外現金の取扱いについて

3 監査の目的

歳入歳出外現金は市の所有に属しないが、適切に取り扱わなければならないことは歳計現金と同様である。歳入歳出外現金の取扱いを重点的に監査することによって、財務事務の適切性の向上に資することを目的とする。

4 監査の実施期間

令和元年12月2日から令和2年3月31日まで

5 監査対象

平成31年4月から令和元年11月までの期間に歳入歳出外現金を取り扱った実績を有する課所室

6 監査の方法

各課所室が提出した資料による調査、実地調査及び職員への聞き取りにより行った。

7 監査の着眼点

今回の監査では、主に次の事項について調査を行った。

- (1) 歳入歳出外現金として取り扱うことに法令の根拠はあるか。
- (2) 歳入歳出外現金の保有額に誤りがないか。
- (3) 歳入歳出外現金に係る事務処理は適正か。

第2 監査の結果

監査の内容及び結果は、次のとおりである。

1 根拠となる法令について

地方自治法第235条の4第2項により、歳入歳出外現金は法律又は政令の規定によるものでなければ保管することができない。関係する課所室が提出した資料により、本市が取り扱う歳入歳出外現金は、法律又は政令の規定によるものか確認した。

【結果】

本市が平成31年4月から令和元年11月までの期間（以下「対象期間」）に取り扱った歳入歳出外現金の項目、根拠となる法律又は政令の規定は、次の表の左欄及び中欄のとおりである。

また、対象期間に歳入歳出外現金を取り扱った課所室は36あり、それぞれの項目を取り扱った課所室の数は右欄のとおりである。

なお、電子証明書発行手数料は、受入れを17の課所室（市民サービス課、12支所及び4総合支所の市民生活課）で行い、市民サービス課が1年分をまとめて払い出して、地方公共団体情報システム機構に払い込んでいる。対象期間では、市民サービス課、7支所及び1総合支所の市民生活課が取り扱った。

項目	根拠となる法律又は政令の規定	課数
入札保証金	地方自治法施行令第167条の7	2
契約保証金（工事、委託等）	地方自治法施行令第167条の16第1項	11
契約保証金（財産の貸付け）	地方自治法施行令第167条の16第1項	8
契約保証金（市場保証金）	地方自治法施行令第167条の16第1項	1
源泉徴収所得税	所得税法第183条第1項	1
特別徴収に係る住民税	地方税法第321条の5	1
共済組合掛金	地方公務員共済組合法第115条	1
健康保険料	健康保険法第161条第2項	2
厚生年金保険料	厚生年金保険法第82条第2項	2
雇用保険料	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条第1項	1
互助会費等の給与控除金	地方公務員法第25条第2項	1
差押金	民事執行法第145条	1
電子証明書発行手数料	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第67条	9
個人県民税	地方税法第41条第1項及び第42条	1
公売保証金	地方税法がその例とする国税徴収法第100条	1

公売代金	地方税法がその例とする国税徴収法第128条	1
差押債権受入金	地方税法がその例とする国税徴収法第128条	2
交付要求受入金	地方税法がその例とする国税徴収法第128条	2
委託徴収金	地方税法第48条	1
行旅死亡人遺留金	行旅病人及行旅死亡人取扱法第12条	1
市営住宅敷金	公営住宅法第18条第1項	1
高等学校等就学支援金	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第7条	1
災害見舞金	地方自治法施行令第168条の7第1項	1
指定金融機関担保	地方自治法施行令第168条の2第3項	1
市税の剰余金	なし	1

「市税の剰余金」とは、市税の納税義務者から、調定額以上の額が公金口座に直接振り込まれた場合に、調定額を超えた部分の金額を歳入歳出外現金として保管した金銭である。法律又は政令にこのような金銭を歳入歳出外現金として取り扱うための規定はなく、歳入歳出外現金として取り扱った事務処理は不適切であった。その他の項目は、法律又は政令の規定により保管されていることを確認した。

2 保有額について

関係する課所室が提出した資料や職員からの聞き取りにより、令和元年11月末における歳入歳出外現金の保有額は、根拠となる数値と整合しているか、また、滞留している金額はないか確認した。

【結果】

令和元年11月末に保有額がある項目及びその額は、次の表のとおりである。

項目	保有額
契約保証金（工事、委託等）	35,406,198円
契約保証金（財産の貸付け）	20,241,570円
契約保証金（市場保証金）	43,478,968円
源泉徴収所得税	29,524,527円
特別徴収に係る住民税	55,655,500円
共済組合掛金	40,203円
健康保険料	10,516,755円
厚生年金保険料	16,496,637円
差押金	44,330円
電子証明書発行手数料	7,200円

差押債権受入金	21,102,028円
交付要求受入金	9,000円
行旅死亡人遺留金	942,592円
市営住宅敷金	243,864,946円
指定金融機関担保	8,000,000円
合計	485,330,454円

保有額と根拠となる数値との整合については、契約保証金（市場保証金）（以下「市場保証金」）に、預託者のリストの合計額よりも、保有額の方が約3万円多い不整合が認められた。その他の項目では、不整合は認められなかった。

滞留している金額の有無については、市営住宅敷金に、預託者が不明である金額が100万円以上存在し、また、一つの室に対して二度敷金を預かっている事案があった。これらは、退去する際に入居者に返還されるか、市の債権（滞納の家賃、市が負担した修繕費用等）に充当されるはずの敷金が、処理されずに残り、引き継がれたものと思われる。その他の項目では、滞留は認められなかった。

なお、行旅死亡人遺留金に、数年から10年以上保管しているものがあるが、個々の事案では金額が少額のため、管理人の選任ができないという事情があり、保管し続ける以外に方法がないものであった。

3 事務処理について

関係する課所室が提出した資料、実地調査及び職員からの聞き取りにより、歳入歳出外現金に係る事務処理は適正か確認した。

【結果】

(1) 受入れ及び払出しについて

地方自治法施行令第168条の5により、現金を直接収納したときは、速やかにこれを指定金融機関等に払い込まなければならないが、行旅死亡人遺留金の取扱いでは、警察等から同遺留金を受領した後に、指定金融機関等にこれを払い込まず、担当課の手提げ金庫に保管していた。また、行旅死亡人の葬祭を行う際に、一定額以上の遺留金（葬祭の費用を賄える額で、十数万円）があった行旅死亡人の場合は、予算執行に係る事務処理を行わず、遺留金を支払いの資金として、担当課の職員が葬祭業者に業務を依頼していた。代金の支払いは、金庫のなかの遺留金から現金を業者に手渡す方法で行い、葬祭の後に遺留金の残額があった場合は引き続き金庫で保管していた。これらは、法令や本市の諸規程に違反する事務処理である。その他の項目では、歳入歳出外現金の受入れ及び払出しに関して、不適切な事務処理は認められなかった。

(2) 保管の方法について

令和元年11月末における歳入歳出外現金の保有額485,330,454円は、次のような内訳で保管されていた。

保管の状態	金額
普通預金	244,072,305円
定期預金	240,600,000円
現金	658,149円
合計	485,330,454円

地方自治法施行令第168条の5及び第168条の7第3項により、歳計現金と同様に歳入歳出外現金も、指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならない。

本市ではほとんどの項目の歳入歳出現金を普通預金で保管し、金額の変動の幅が小さいことから、市営住宅敷金と市場保証金の一部は定期預金で保管している。定期預金には、市営住宅敷金から2億3,000万円を、市場保証金から1,060万円を充て、それぞれから充てた額は払出しに支障がない範囲と認められる。むしろ、市場保証金は、保有額約4,350万円に対する払出額の実績から、定期預金に充てる金額を増やすことが可能と思われた。市場保証金の払出額は、平成29年度は合計約160万円で、平成30年度は約140万円であった。令和元年度は11月末までで約50万円となっている。

現金で保管している金額は、すべて行旅死亡人遺留金である。遺留金の担当課からの聞き取りによれば、行旅死亡人の相続人等が来庁した際に迅速に返金するために、担当課の手提げ金庫で保管しているとのことであった。同遺留金を金庫に保管する方法は、前述の地方自治法施行令の規定に沿っておらず、また、資金前渡金等として金庫で保管できる特段の根拠はないことから不適切である。

(3) 利子について

地方自治法第235条の4第3項により、歳入歳出外現金には利子を付さない。

歳入歳出外現金に由来する預金利子の金額は、平成30年度では普通預金分が3,410円で、定期預金分が316,666円である。これらの金額は、普通預金分はすべて一般会計に、定期預金分は303,769円が一般会計に、12,897円が市場特別会計に収納されており、歳入歳出外現金に利子を付していないことを確認した。

(4) 金銭出納帳について

下関市会計規則第11条、第69条第4項及び第89条により、口座振替によらず現金で歳入歳出外現金の受渡しが行われる場合は、歳計現金と同様に日々の取扱いに係る現金の収納額及び公金口座や相手方への払込額を金銭出納帳に記入し、常に現金の現在高を明瞭にしなければならない。

対象期間に取り扱った歳入歳出外現金のうち、現金で受渡しが行われた項目は、入札保証金、電子証明書発行手数料及び行旅死亡人遺留金である。入札保証金及び電子証明書発行手数料に係る収納額及び払込額は金銭出納帳に適正に記入されているが、行旅死亡人遺留金に係る収納額及び払込額は記入されていなかった。

4 指摘事項及び意見

今回の監査における改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

【指摘事項】

(1) 行旅死亡人遺留金について

行旅死亡人遺留金の取扱いでは、次のような法令や本市の諸規程に違反する不適切な事務処理が行われていた。

- ア 警察等から遺留金を受領した際に、金銭出納帳に収納額として記入していない。
- イ 受領した遺留金を公金口座に振り込まず、担当課の手提げ金庫で保管している。
- ウ 行旅死亡人の葬祭を行う際に、一定額以上の遺留金（葬祭の費用を賄える額で、十数万円）があった行旅死亡人の場合は、予算執行に係る事務処理を行わず、遺留金を支払いの資金として、担当課の職員が葬祭業者に業務を依頼している。
- エ 口座振替によらず、金庫のなかの遺留金から現金を手渡す方法で代金を支払っている。
- オ 葬祭の後に遺留金の残額があった場合は、引き続き金庫で保管している。

これらの不適切な事務処理に対し、適切な事務処理は次のとおりとなる。

- ア 警察等から遺留金を受領した際に、金銭出納帳に収納額として記入する。
- イ 受領した遺留金を公金口座に振り込み、金銭出納帳に払込額として記入する。
- ウ 行旅死亡人の葬祭を行う際は、予算執行に係る事務処理を行い、業者を決定する。
- エ 歳計現金（一般会計予算）から、口座振替により代金を支払う。
- オ 公金口座の歳入歳出外現金から葬祭の費用に相当する額を払い出し、歳計現金の歳入に充当する。葬祭の後に遺留金の残額があった場合は、引き続き公金口座で保管する。

公金口座に保管されていれば、適正な手続きによらなければ支出ができないため、行旅死亡人遺留金における不適切な事務処理は、主に受領した遺留金を公金口座に振り込まないことが原因である。適切に保管のうえ、適正に事務処理されたい。

(2) 市営住宅敷金について

市営住宅敷金に、預託者が不明である金額が100万円以上存在し、また、一つの室に対して二度敷金を預かっている事案があった。これらは、退去する際に入居者に返還されるか、市の債権（滞納の家賃、市が負担した修繕費用等）に充当されるはずの敷金が、処理されずに残り、引き継がれたものと思われる。適当な方策を立て、不明金を解消されたい。

(3) 市場保証金について

市場保証金に、預託者のリストの合計額よりも、保有額の方が約3万円多い不整合が認められた。原因を調査し、不整合を解消されたい。

(4) 市税の剰余金について

市税の納税義務者から調定額以上の額が公金口座に直接振り込まれた場合に、調定額を超えた部分の金額を歳入歳出外現金として保管し、返金した事例があった。法律又は政令にこのような金銭を歳入歳出外現金として保管できる規定はなく、歳入歳出外現金として取り扱った事務処理は不適切であった。振り込まれた全額を市税として収納し、超過した金額は過誤納金として歳計現金から返金する方法が適当である。適正に事務処理されたい。

【意見】

(1) 預金の振分けについて

地方自治法施行令第168条の5及び第168条の7第3項により、歳計現金と同様に歳入歳出外現金も、指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならないとされ、本市ではほとんどの項目の歳入歳出現金を普通預金で保管し、金額の変動の幅が小さいことから、市営住宅敷金と市場保証金の一部は定期預金で保管している。定期預金に充てた金額は、市営住宅敷金は令和元年11月末の保有額約2億4,370万円のうち、2億3,000万円で、市場保証金は保有額約4,530万円のうち、1,060万円である。市場保証金は、保有額に対する払出額の実績（平成29年度は合計約160万円、平成30年度は約140万円、令和元年度は11月末までで約50万円）から、定期預金に充てる金額を増やすことが可能と思われた。より有利な方法で保管するよう検討されたい。

第3 むすび

今回の行政監査では、歳入歳出外現金の取扱いについて重点的に監査を行った。監査の結果は、一部に改善を要する事項があったが、おおむね適正に事務処理が行われていると認められた。

今回の監査における指摘事項は、相当以前から継続してきたもので、今日までのどこかの時点で問題点に気付き、その改善や解消に向かうことは可能であったと思われる。

歳入歳出外現金の取扱いに限らず、事務処理にあたっては、前例を無闇に踏襲せず、法令や本市の諸規程を常に確認し、適正に行うよう努められたい。